

(5) 取付け部の構造

本管へ取付管を接続する場合は必ず支管を用い、穿孔はコアドリル又はホルソーを必ず使用する。  
本管の種別による取付け管の選定については、以下の表のとおりとする。

本 管	取 付 け 管	支 管	本管の穿孔
塩 び 管	塩 び 管	塩び管用支管 (クラ型)	ホルソー
ヒューム管	塩 び 管	ヒューム管用支管 (クラ型)	コアドリル
	ヒューム管	ソケット管	コアドリル
特厚ヒューム管	塩 び 管	ヒューム管用支管 (クラ型)	コアドリル
	ヒューム管	ソケット管	コアドリル

4. 調整池

- (1) 区域内下水と区域外排水施設の能力（管理者と協議）を検討し、流出ピーク時における超過流出量を十分貯留し、下流の被害を防止するため十分な規模又は構造であること。
- (2) 調整池の周壁は、コンクリート等の崩壊しない堅固な構造とし、砂溜を設けること。
- (3) 溪谷等を横断して築造する堰堤は、コンクリート造りとし、適切な高さに放流口又は余水吐を設けること。
- (4) 下流に必要と認める場合は、副堰堤を設けること。
- (5) 放流口、余水吐、落差等の水しょう部は、特に堅固な構造とすること。
- (6) 調整池の周囲は、フェンス、柵等危険防止のため措置を講ずること。
- (7) 調整池は、原則として堀込式とし、築堤高は可能な限り低くしなければならない。  
なお、調整池の洪水調節方式は、原則として自然放流方式とする。
- (8) 洪水調節容量は、洪水の規模が30年超過確率以下のすべての洪水について、開発後における洪水のピーク流量の値を、調整池下流の流下能力の値まで調節するもので、次式で算定する必要調節容量（v）の値を最大とするような容量をもって、その洪水調節容量とするものとする。

$$v = \left( r_i - \frac{r_c}{2} \right) \cdot t_i \cdot f \cdot A \cdot \frac{1}{360}$$

v : 必要調整容量 (m<sup>3</sup>)

f : 開発後の流出係数

A : 開発面積 (ha)

ただし、流域面積が開発面積より大きい場合は、別途河川管理者と協議する。

r<sub>c</sub> : 放流許可量の値に対応する降雨強度 (mm/hour)

t<sub>i</sub> : 任意の継続時間 (sec)

$$r_i = \frac{491}{t_i^{5/9} + 0.76} \quad (\text{mm/hour})$$

: 1/30確率降雨強度曲線上の任意の継続時間 t<sub>i</sub> に対する降雨強度 (愛媛県中予地区)

洪水調節容量の算定は、上記の式の任意の t<sub>i</sub>、r<sub>i</sub> を逐次計算法又は微分する方法により、必要調節容量が最大になるものとする。

- (9) 放流許可量に対応する降雨強度（r<sub>c</sub>）は、次式によって算定する。

$$r_c = Q_{pc} \cdot \frac{360}{f \cdot A}$$

$r_c$  : 放流許可量の値に対応する降雨強度 (mm/hour)  
ただし, 10mm/hour 未満の場合は10mm/hour とする。

$Q_{pc}$  : 放流許可量 ( $m^3/sec$ )

$f$  : 開発後の流出係数

$A$  : 放流地点における流域面積 (ha)

- (10) 放流許可量の算定は, 治水上最も危険な地点(流下能力が最小)で次により決定する。

$$Q_{pc} = Q \cdot \frac{a}{A}$$

$Q$  : 検討区間における河川等の流下能力 ( $m^3/sec$ )

$a$  : 放流地点における流域面積 (ha)

$A$  : 河川等の流下能力算定地点から上流の流域面積 (ha)

- (11) 最小流下能力の算定は, マニング式によって算定する。ただし, 護岸未整備の河川等の区間の粗度係数は, 蛇行が多い場合(0.05), 蛇行が少ない場合(0.045)とする。
- (12) 調整池の天端高は有効水面より1.0m以上の余裕高を取ること。
- (13) 調整池の設計堆積土砂量は, 工事期間中は  $300m^3/ha$  1年, 工事完成後は開発区域内の裸地(芝生等を含む)について  $150m^3/ha$  1年を標準とする。
- (14) 設計堆積年数は, 調整池の設置年数並びに維持管理の方法により決定する。ただし, 1年を下回ることはできない。
- (15) 構造基準は, 別途(大規模宅地開発に伴う調整池技術基準(案))による。

## 5. その他

- (1) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に基づき水質基準等の規定に適合させること。
- (2) その他, 排水施設については, 原則として河川構造令又は下水道施設設計指針の規定に準ずるものとする。

## 第6節 給配水施設

### 1. 給水計画

- (1) 松山市公営企業局の給水区域内において、給水を受けようとする場合は、当該管理者の同意もしくは、協議を得て開発区域の規模予定建築物の用途等によって、当該開発区域について、想定される需要量に対して、支障なく供給できる能力及び構造の施設を計画し、かつ、周辺地域に影響を及ぼさないようにしなければならない。
- (2) 上記以外において、開発行為を行う場合は、関係機関と十分協議を行い、簡易水道事業、専用水道、貯水槽水道又は愛媛県条例水道、飲用井戸を計画し、関係法令等を遵守して必要な施設を設置しなければならない。

### 2. 給水施設

- (1) 給水装置の設置及び管理については、水道法（以下「法」という。）、水道法施行令（以下「政令」という。）、厚生労働省令（以下「省令」という。）、松山市水道事業給水条例（以下「条例」という。）並びに同施行規程等の規定に基づき、設計・施行しなければならない。
- (2) 「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管、給水管路の途中に設けられる弁類等、給水管の末端に設けられる給水栓及び湯沸器等の給水用具をいう。（法第3条第9項）
- (3) 給水管の口径は、その用途の所要水量及び同時使用率を考慮して、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でない範囲で定め、かつ、分岐しようとする配水管の口径より小さなものでなければならない。（政令第5条第1項第2号）
- (4) 給水装置には、配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプを直接連結してはならない。（政令第5条第1項第3号）
- (5) 給水装置は、水圧、土圧、その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。（政令第5条第1項第4号）
- (6) 凍結、侵食、汚染等を防止するための適当な措置を講じること。（政令第5条第1項第5号）
- (7) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結してはならない。（政令第5条第1項第6号）
- (8) 別個のメーターで計量されている給水装置は、相互連絡をしてはならない。
- (9) 給水装置は逆流防止、水撃防止及び停滞水が生じないような、危険防止の措置を講じること。
- (10) 給水装置に使用する材料及び器具は、政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合するものでなければならない。
  - ① 配水管の分岐部よりメーター装置までと各戸のメーター装置及び政令に定めのない材料及び器具は別途松山市公営企業管理者が指定する。（条例第8条第2項）
  - ② メーターより下流側については、政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準による性能基準適合品であることが認証（自己認証又は第三者認証）されている器材であること。
- (11) 給水方式には、直結式、受水槽方式及び直結・受水槽併用方式があり、その方式は給水高さ、所要水量、使用用途及び維持管理面を考慮し決定すること。給水方式は以下による。
  - ① 2階建までの建築物の給水方式は、直接配水管の水圧で給水する直接給水方式を原則とする。
  - ② 3階建以上の建築物の給水方式は、受水槽給水方式又は直結・受水槽併用給水方式とする。  
この際、直結給水は2階までとする
- (12) 給水装置工事については、事前に計画書を松山市公営企業局へ提出し、協議しなければならない。

### 3. その他

- (1) 簡易水道事業、専用水道又は愛媛県条例水道、飲用井戸を設置する場合、工法等は、社団法人日本水道協会発行の「水道施設設計指針・解説」に基づき、構造及び材質は水道法令の基準に適合していること。
- (2) 飲用井戸水を使用する場合は、本申請時に10項目、完了時に50項目の水道法に準じた水質検査において基準に適合するものとする。なお、水質試験を依頼するに当たっては、水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定するものに対して行うものとする。

## 第7節 公益的施設用地

### 1. 配置計画

- (1) 開発区域における利便の増進と、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全とを図るために、公益施設等が必要な場合は、市長と協議の上、当該施設用地をそれぞれの機能に応じ居住者の有効な利用が確保されるような位置及び規模で配置しなければならない。
- (2) 主として住宅の建築の用に供する目的で行う5ha以上の開発区域内に設置する公益的施設は、表-11を標準とすること。

表-11

近隣住区数			1	2	4
戸数 人口	50～150 200～600 (隣保区)	500～1,000 2,000～4,000 (分区)	2,000～2,500 7,000～10,000 (近隣住区)	4,000～5,000 14,000～20,000 (地区)	8,000～10,000 28,000～40,000 (地区)
教育施設		幼稚園	小学校	中学校	高等学校
福祉施設		保育所			(社会福祉施設)
保健		診療所(巡回)	診療所(各科)		病院(入院施設) 保健所
保安	防火水槽 (消火栓)	警察派出所 (巡回)	巡查駐在所 消防派出所		警察署 消防署
集会施設	集会室	集会場			公民館
文化施設				図書館	
管理施設		管理事務所		市役所出張所	
通信施設		ポスト・公衆電話	郵便局	電話交換所	
商業施設		日用品店舗		専門店・スーパーマーケット	
サービス施設		共同浴場	新聞集配所	銀行	娯楽施設
公園施設	プレイロット	児童公園	近隣公園	地区公園	
交通施設		バスストップ			バスセンター

### 2. 清掃施設

松山市環境部清掃課の家庭系一般廃棄物(ごみ)及び資源化物のごみステーションの設置と届出による。